SafeworK向上宣言「安全衛生管理自己診断」シート

	必須事項に改善を要する場合は早急に改善してください			ください。			
番	号	自己診断事項	診断結果 (〇・×)	改善 月日			
1	経営トップとしての取組について						
	(1)	安全衛生管理活動状況を確認し、その状況を踏まえてSafeworK向上宣言を内外に発信していますか。		必須事項			
	(2)	安全衛生年間計画は、期待される結果が得られるよう、きちんと記録に残しながら、Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善)のサイクルを回していますか。		/			
	(3)	経営トップとして、安全衛生管理活動に必要な支援を行っていますか。		必須事項			
2	安全	全衛生管理体制について					
	(1)	安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等は、法定の職務を行っていますか。		必須事項			
	(2)	《法定の安全管理者等の選任義務がない事業場のみ回答》 常時10人以上の労働者を使用する小売業(各種商品小売業、家具等小売業、燃料小 売業を除く。)、社会福祉施設、飲食店では、安全推進者を選任していますか。 また、その他の事業場でも、安全衛生担当者を配置し、安全管理者等に準じた職務を 行わせていますか。		必須事項			
3	3 危険の「見える化」について						
	(1)	機械設備や作業における危険をわかりやすく周知するため、危険の「見える化」を 行っていますか。		/			
4	作第	業上のリスクの洗い出しと計画的な改善について					
	(1)	作業マニュアルを作成していますか。(定常作業、非定常作業の両方とも作成しま しょう。)		/			
	(2)	作業マニュアルからリスクの洗い出し・検討を行っていますか。		/			
	(3)	洗い出し・検討後に把握したリスクについて、具体的かつ計画的な対策(リスクの排除・低減)を行っていますか。		/			
	(4)	化学物質を使用している場合、化学物質のリスクアセスメントを行っていますか。		/			
5	安全	全衛生教育の実施について					
	(1)	雇入れ時教育や職長等教育、特別教育などを的確に実施していますか。		必須事項			
	(2)	危険有害業務従事者教育や安全管理者等に対する能力向上教育などをおおむね5年ごとなど一定期間に実施していますか。 (各災害防止団体等では各種教育・研修事業を実施しています。安全衛生年間計画を作成する等して、計画的な労働者教育を実施しましょう。)		/			
	(3)	派遣労働者、外国人労働者等に対して、教育内容の習得・定着状況を確認し、必要に 応じて再教育・追加教育を行っていますか。		/			
	(4)	高年齢な労働者に対し、再教育や能力向上教育を行っていますか。		/			

6	健康管理について						
	(1)	法定の健康診断を実施していますか。	必須事項				
	(2)	健診結果に異常の所見が認められた労働者について、医師から意見聴取を行い、必要 な措置を実施していますか。 (産業医の選任が義務付けられていない事業場は、各地区 に設置されている地域産業保健センターが利用できます。)	必須事項				
	(3)	朝礼時・昼礼時などに労働者の体調(食事の未摂取、睡眠不足、前日の多量飲酒等)の確認を行っていますか。	/				
	(4)	熱中症予防のための対策(暑さ指数の把握、余裕ある作業計画、設備や服装の改善・ 工夫、職場巡視の励行、労働者の水分・塩分の摂取状況の確認等)を行っていますか。	/				
	(5)	メンタルヘルス対策(ストレスチェックの実施外)に取り組んでいますか。	/				
7	転侄	転倒災害防止対策について					
	(1)	転倒等リスク評価セルフチェック票(厚生労働省ホームページ)を使用しています か。	/				
	(2)		/				
	(3)	バックヤード等も含めた整理、整頓を徹底していますか。	/				
	(4)	敷地内の凹凸、陥没穴等を確認し、解消していますか。	/				
	(5)	従業員用通路の除雪・融雪、凍結しやすい箇所に融雪マット等を設置していますか。	/				
	(6)	清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放していますか。	/				
	(7)	積雪時の屋外において安全な歩き方教育を実施していますか。	/				
8	高虧	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
	(1)	高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(厚生労働省ホームページ内 「エイジフレンドリーガイドライン」)を参考とした取組を行っていますか。	/				
9	交通	通事故について					
	(1)	交通安全教育を行っていますか。(厚生労働省ホームページ内「職場のあんぜんサイト」の「交通労働災害の現状と防止対策」や交通労働災害事例を活用しましょう。)	/				
	(2)	施設敷地内の交通事故防止について対策を図っていますか。(安全通路の確保、走行路の徐行徹底、危険箇所への標識・ミラーの設置、危険注意マップによる周知等を行いましょう。)	/				
10	· そ	その他(過重労働防止)					
	(1)	年次有給休暇の取得促進を行っていますか。	/				
	(2)	勤務間インターバル制度を導入していますか。	/				
	(3)	「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」を活用していますか。	/				

※自己診断の結果、改善が必要な場合には、各団体や最寄りの労働基準監督署にご相談ください。